

東京都難病・がん患者 就業支援奨励金のご案内

東京都は
難病やがん患者の
治療と仕事の両立に向け
積極的に取り組む企業を
支援します！

最大90万円を支給します

奨励金の 概要

1 採用奨励金

難病やがん患者を、治療と仕事の両立に配慮して、新たに雇入れ、就業継続に必要な支援を行う事業主に奨励金を支給します。

主な要件 ※この他にも要件があります

- ・都内のハローワークから紹介を受けた難病・がん患者を週所定労働時間10時間以上の労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用される者は除く。）として新たに雇入れたこと。
- ・雇入れ時に、労働者と話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- ・雇入れた労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

支給金額

- ・雇入れ時の週所定労働時間20時間以上 : 60万円/人
- ・雇入れ時の週所定労働時間10時間以上20時間未満 : 40万円/人

2 雇用継続 助成金

難病やがんの発症等により休職した労働者を、治療と仕事の両立に配慮して復職させ、就業継続に必要な支援を行う中小企業事業主に助成金を支給します。

主な要件 ※この他にも要件があります

- ・週所定労働時間が20時間以上で継続的に雇用されている労働者（就労継続支援A型事業所利用者として雇用されている者は除く。）が、発症等により1か月以上休職した後、労働者の復職時に話し合いを行い、治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画を策定のうえ、その計画に基づき合理的な範囲内で必要な配慮を行い、6か月以上雇用を継続したこと。
- ・復職した労働者が東京都内の事業所に勤務していること。

支給金額 ~支給金額が変更になりました！~

- ・復職時の週所定労働時間20時間以上 : 60万円/人
- ・復職時の週所定労働時間10時間以上20時間未満 : 40万円/人

3 制度導入加算

上記の「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」の申請に併せて、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入した場合、助成金を加算します。

※この他にも要件があります

支給金額 ~支給対象が拡大しました！~

- ・上記「採用奨励金」又は「雇用継続助成金」に加算して、1制度導入で10万円、最大30万円

※このチラシの内容は、平成30年1月1日以降に都内のハローワークから紹介を受けて採用した場合又は同日以降に復職した場合に適用されます。それより前に採用・復職した場合には改正前の内容が適用されます。

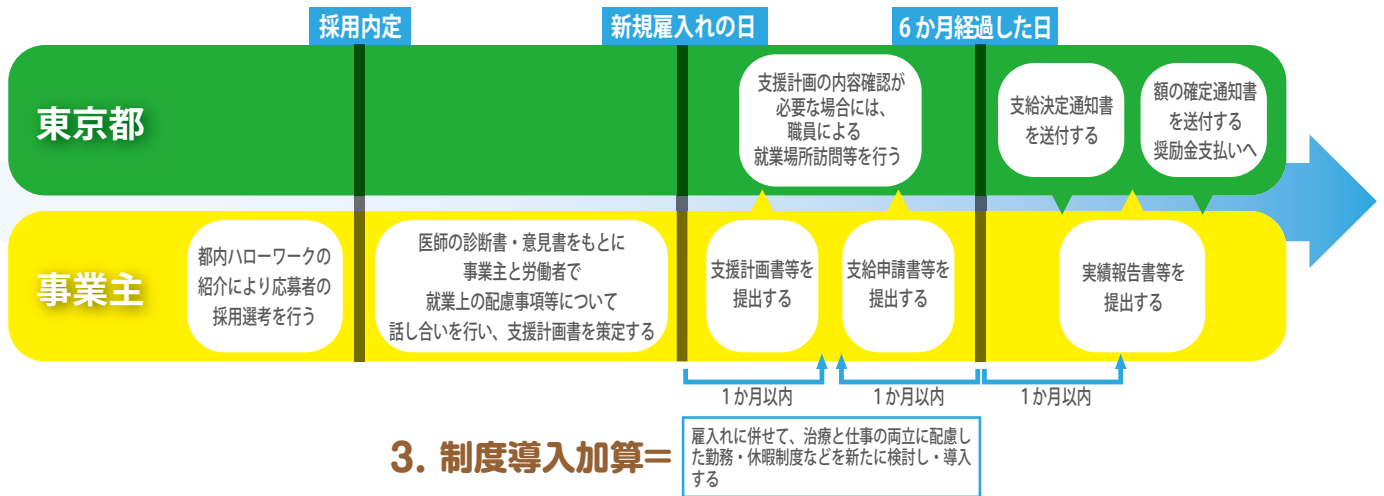
詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

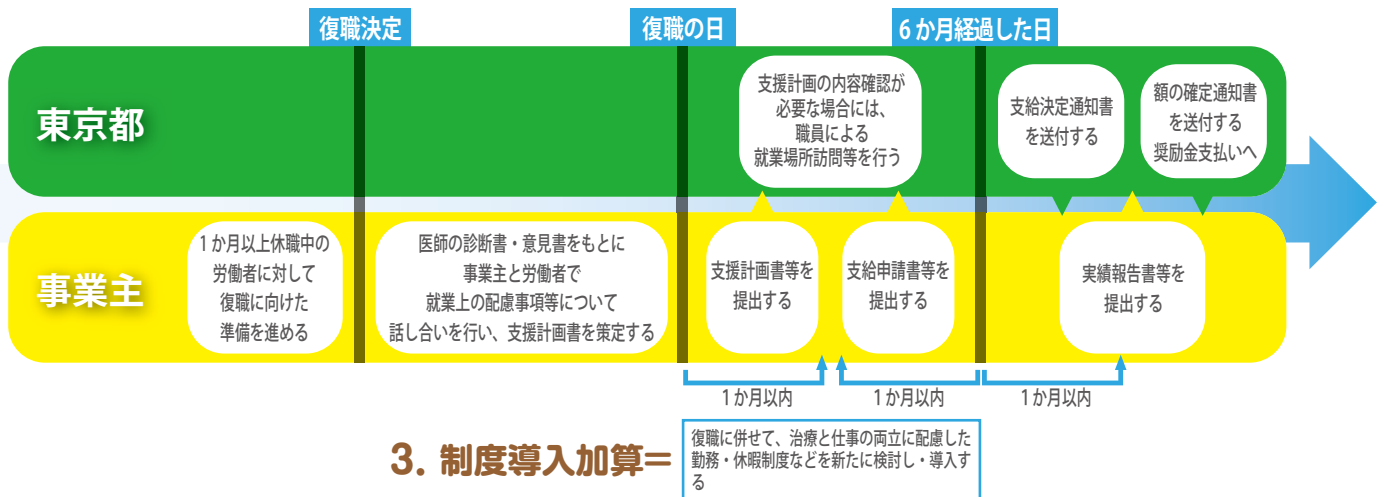


申請の流れ

1. 採用奨励金の場合



2. 雇用継続助成金の場合



申請方法

下記申請受付先まで、郵送または持参にて申請書類をご提出ください。郵送の場合は、記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。

支給対象となる難病・がん疾患、対象事業主・労働者の要件や申請に必要な書類等の詳細や、申請様式等は以下のホームページをご覧ください（申請様式等ダウンロード可）。

東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」
<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

申請受付・問合せ

平日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

東京都産業労働局 雇用就業部 就業推進課 障害者雇用促進担当
 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎31階北側※

※H30.5.21から東京都庁第一本庁舎21階北側に移転します。

tel：03-5321-1111（代）37-771～776（内）